

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料7-8
提出年月日	令和5年5月9日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230221-29	1	比較表59-補足-353) 「フィルタユニットに蓄積された放射性物質による線量は無視できる程度にまで低減される～」について、離隔距離が女川に比べ短いのであれば、低減の度合いが分かるよう考察を加えること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	中央制御室遮へいのみを考慮した場合の線量率の低減の度合いを追記した。	第472回ヒアリング 資料3-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 6. 0)』 p. 59-7-添2-22-1 第472回ヒアリング 資料3-6『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 6. 0)』 p. 59-補足-358	
230221-39	2	まとめ26 条-別添1-63) チェンジングエリアの幅(約2.0m)が要員の往来に十分かどうか(実現性があるか)、先行実績と比較して説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	泊のチェンジングエリアの幅(約2.0m)について、他社プラントとの比較結果を踏まえ、以下のとおり相違理由に追記した。 【女川, 大飯】設計の相違 ・各社チェンジングエリアの広さに相違がある。 ・泊のスクリーニングエリアの寸法及び面積を他社プラントと比較した結果、横(幅)の寸法は大飯3, 4号炉と同等、面積は上位の方であり、放管班員が身体の汚染検査を行うことに支障がない広さを確保している。 ・靴着脱エリア, 脱衣エリア及び除染エリアについても他社プラントと比較した結果、同等の広さを確保している。 ・スクリーニングエリア横通路部についても東海第二と同様、通行に必要な0.6mの幅に対して約0.7m確保している。	第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-78	
230221-40	3	まとめ26 条-別添1-63他) 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れが分かるように、バウンダリ内の中央制御室給排気ダクト口の位置等を示す等して、チェンジングエリア内の空気の流れの説明を補強すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れが分かるように、バウンダリ内の中央制御室給排気ダクト口の位置等を示し、「(b) 中央制御室バウンダリ内全体の空気の流れ」としてまとめ資料に追加した。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等 (DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-64 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等 (DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-91	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230315-01	4	59-7-2-2) 最近10年間との比較は参考として実施しているものであり、異常でないことの確認は1998～2007年との比較で行っているのであれば、それが分かるよう記載を適正化すること。また、他の条文にも同様の記載があればそちらも修正すること。	R5. 3. 15	本日回答		「最近10年間」との比較は参考として実施しているものであるため、記載を具体的に「1998年1月～2007年12月」に修正した。	資料7-3『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 59条（SA59H r. 8. 0）』 p. 59-7-2-2	
230315-08	5	59-48) 中央制御室と運転員控室等を分けて記載する必要性について、先行実績を確認し説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		設置変更許可申請書添付書類八（以下、「添八」という。）に記載する本概略系統図については、先行実績（大飯3,4号炉）を踏まえ、設置変更許可申請書本文及び添八に記載されない「運転員控室等」は削除し、「中央制御室」のみを記載したバウンダリ表現に変更した。	資料7-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.16 原子炉制御室【59条】（SA59 r. 8. 0）』 p. 59-25 資料7-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】（SA59-9 r. 8. 0）』 p. 59-48	
230315-09	6	59-48) 中央制御室排気ファンの記載の必要性について、先行実績含めて説明すること。	R5. 3. 15	本日回答		設置変更許可申請書添付書類八（以下、「添八」という。）に記載する本概略系統図については、先行実績（大飯3,4号炉）を踏まえ、設置変更許可申請書本文及び添八に記載されない「中央制御室排気ファン」、関連ダンバ及び本系統を示す矢印線を削除した。	資料7-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.16 原子炉制御室【59条】（SA59 r. 8. 0）』 p. 59-25 資料7-5『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 比較表 2.16 原子炉制御室【59条】（SA59-9 r. 8. 0）』 p. 59-48	